

第4号議案

愛南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
愛南町職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年愛南町条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号及び第9条(見出しを含む。)中「及びし尿処理」を削る。

第11条中「及び環境衛生センターにおける夜間のごみ焼却業務に従事した職員」を削る。

別表ごみ処理及びし尿処理に従事する職員の特殊勤務手当の項中「及びし尿処理」を削り、「月額5,000円」を「日額250円」に改め、同表火葬業務及び火葬処理に従事する職員の特殊勤務手当の項中「月額5,000円」を「日額250円」に改め、同表夜間勤務に従事する職員の特殊勤務手当の項中

(1) あげぼの荘 日額250円	を
(2) 環境衛生センター 1回につき1,000円	

「

あげぼの荘 日額250円	に改める。
--------------	-------

」

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月8日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

特殊勤務の実情に応じ、手当について月額支給等の見直しを行うため。

愛南町職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案																						
<p>第1条 略 (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) ごみ処理及びし尿処理に従事する職員の特務手当 (8)、(9) 略</p> <p>第3条～第8条 略 (ごみ処理及びし尿処理に従事する職員の特務手当)</p> <p>第9条 ごみ処理及びし尿処理に従事する職員の特務手当は、ごみ処理及びし尿処理に従事する職員が、ごみ処理及びし尿処理に従事したときに支給する。</p> <p>第10条 略 (夜間勤務に従事する職員の特務手当)</p> <p>第11条 夜間勤務に従事する職員の特務手当は、あけぼの荘における夜間勤務に従事した職員及び環境衛生センターにおける夜間のごみ焼却業務に従事した職員に対して支給する。</p> <p>第12条～第4条 略 別表(第13条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">手当の種類</th> <th style="width: 70%;">手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ごみ処理及びし尿処理に従事する職員の特務手当</td> <td style="text-align: center;">月額5,000円</td> </tr> <tr> <td>火葬業務及び火葬処理に従事する職員の特務手当</td> <td style="text-align: center;">月額5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夜間勤務に従事する職員の特務手当</td> <td style="text-align: center;">(1) あけぼの荘 日額250円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 環境衛生センター 1回につき1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手当の種類	手当の額	中略		ごみ処理及びし尿処理に従事する職員の特務手当	月額5,000円	火葬業務及び火葬処理に従事する職員の特務手当	月額5,000円	夜間勤務に従事する職員の特務手当	(1) あけぼの荘 日額250円	(2) 環境衛生センター 1回につき1,000円	<p>第1条 略 (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) ごみ処理_____に従事する職員の特務手当 (8)、(9) 略</p> <p>第3条～第8条 略 (ごみ処理_____に従事する職員の特務手当)</p> <p>第9条 ごみ処理_____に従事する職員の特務手当は、ごみ処理_____に従事する職員が、ごみ処理_____に従事したときに支給する。</p> <p>第10条 略 (夜間勤務に従事する職員の特務手当)</p> <p>第11条 夜間勤務に従事する職員の特務手当は、あけぼの荘における夜間勤務に従事した職員_____に対して支給する。</p> <p>第12条～第14条 略 別表(第13条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">手当の種類</th> <th style="width: 70%;">手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ごみ処理_____に従事する職員の特務手当</td> <td style="text-align: center;">日額250円</td> </tr> <tr> <td>火葬業務及び火葬処理に従事する職員の特務手当</td> <td style="text-align: center;">日額250円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夜間勤務に従事する職員の特務手当</td> <td style="text-align: center;">_____あけぼの荘 日額250円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> </tbody> </table>	手当の種類	手当の額	中略		ごみ処理_____に従事する職員の特務手当	日額250円	火葬業務及び火葬処理に従事する職員の特務手当	日額250円	夜間勤務に従事する職員の特務手当	_____あけぼの荘 日額250円	_____
手当の種類	手当の額																						
中略																							
ごみ処理及びし尿処理に従事する職員の特務手当	月額5,000円																						
火葬業務及び火葬処理に従事する職員の特務手当	月額5,000円																						
夜間勤務に従事する職員の特務手当	(1) あけぼの荘 日額250円																						
	(2) 環境衛生センター 1回につき1,000円																						
手当の種類	手当の額																						
中略																							
ごみ処理_____に従事する職員の特務手当	日額250円																						
火葬業務及び火葬処理に従事する職員の特務手当	日額250円																						
夜間勤務に従事する職員の特務手当	_____あけぼの荘 日額250円																						
